

夜間対応型訪問介護事業所運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社丸八介護サービスが開設する丸八夜間対応型訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う夜間対応訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な夜間対応型訪問介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排泄介護、その他夜間安心して生活できるようにケアコールによる利用者からの通報により夜間対応型訪問介護を行う。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医師・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 丸八夜間対応型訪問介護事業所
2. 所在地 名古屋市西村区西米野町1丁目76-6

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名 （介護職員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 訪問介護員等 介護福祉士7名、訪問介護員養成研修1級課程修了者1名、訪問介護員養成研修2級過程修了者3名、初任者研修修了者2名（常勤2名、非常勤1名）

訪問介護員等は、指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から日曜日までとする。
2. 営業時間 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
3. サービス提供時間 午後10時から午前6時までとする。

第6条（夜間対応型訪問介護の内容及び利用料等）

1. 夜間対応型訪問介護の内容は次のとおりとし、夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該夜間対応型訪問介護が法定代理受理サービスであるときは、その1割の額とする。

- ①定期巡回サービス
- ②随時訪問サービス

第7条（緊急時等における対応方法）

訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者に、病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第8条（通常の事業の実地地域）

通常の事業の実地地域は、中村区全域・中区・中川区・西区については中村区の境界線と接する町とする。

第9条（その他運営についての留意事項）

1. 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を設備する。
 - ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社丸八介護サービスと事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

第10条（合鍵の預かり及び紛失時の対処について）

1. お客様から鍵をお預かりする際に預かり証を発行し、鍵と引き換える事とする。お預かりした鍵は、必ず事務所の所定の鍵箱に保管し、訪問の都度鍵箱から出して使用し、使用後は鍵箱に戻しチェック表にチェックする。
2. 鍵を誤って紛失した時は事業所が負担し新しい鍵に取り替える。

付則

丸八訪問介護事業所の、従業者に対する研修・倫理規定・介護に関するマニュアルを準用する。

この規程は、令和元年4月1日から実施する。